

八王子市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

平成 27 年 7 月 1 日施行

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 1 月 1 日改正

平成 30 年 8 月 10 日改正

(目的)

第 1 条 ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム事業を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することとする。

また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。

(給付金の種類)

第 2 条 給付金の種類は次のとおりとする。

(1) 受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

(2) 合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、八王子市とする。

(支給対象者)

第 4 条 本事業の支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 6 条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に 20 歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭の児童（法第 6 条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている 20 歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

(1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあ

る者であること。

- (2) 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(対象講座)

第5条 本事業の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とし市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(支給額等)

第6条 給付金の支給額は次に定める額とする。

(1) 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%に相当する額とする。ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

(2) 合格時給付金

受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

(事前相談の実施)

第7条 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の親又は児童からの相談に応じるとともに受給要件について聴取等を行い、給付対象者であるかどうか確認するものとする。

- 2 当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するものとする。
- 3 当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握するものとする。
- 4 高卒認定試験が毎年8月と11月に行われることを当該ひとり親家庭の親に伝え、

受講開始時期や受験する時期等について計画を持って取り組むことができるようにするものとする。

- 5 試験合格までには、様々な課題が生じてくることも想定されることから、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、母子・父子自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭に対して、寄り添い型の支援を行うことを提案するものとする。
- 6 当該ひとり親家庭の親又は児童が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子・父子福祉資金の技能習得資金又は修業資金等を紹介するものとする。
- 7 支援対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象とはなり得ない場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験することによって、高卒認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資するものの一手段である旨、支援対象者に伝えるものとする。

(受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続)

第8条 本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について第1号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」(以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。

2 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をするものとする。

3 市長は、前項の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に通知しなければならない。なお、対象講座の指定を行った場合には、第2号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定審査結果通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該ひとり親家庭の親又は児童に通知するものとする。

4 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、この限りでない。

- (1) 当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下同じ。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族

(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(第3号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」(以下「控除対象扶養親族に関する申立書」という。))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

- (4) 当該ひとり親家庭の親が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当するものをいう。以下同じ。)であるときは、第4号様式「寡婦(寡夫)控除のみなし適用申請書」(以下「寡婦控除のみなし適用申請書」という。)、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類。
- 5 本給付金の支給を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。
- 6 支給要件の審査にあつては、必要に応じて、子育て支援課長、母子・父子自立支援員担当主査、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定するものとする。
- 7 原則として、過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、支給要件の審査にあつては、過去の受給の有無について確認するものとする。
- 8 対象講座の指定にあつては、次の事項に留意するものとする。
- (1) 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が、当該ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験に合格するために適当であるかも含め審査を行うものとする。また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。
- (2) 当該ひとり親家庭の親又は児童が、過去に高卒認定試験を受け、一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限の科目についての受講となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。

(受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等)

第9条 受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等については、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 受講修了時給付金

ア 支給申請

当該ひとり親家庭の親又は児童が受講修了時給付金の支給を受けようとするときは、対象講座を修了した後に、市長に対して、第5号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)を提出しなければならない。

イ 支給審査結果の通知

市長は、支給申請書を受理した場合、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定するものとし、その決定を行ったときは、第 6 号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給審査結果通知書」（以下「支給審査結果通知書」という。）により、その旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に通知するものとする。

ウ 支給申請の期限

受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して 30 日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

エ 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、この限りでない。

- (ア) 当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (イ) 当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (ウ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（控除対象扶養親族に関する申立書）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- (エ) 当該ひとり親家庭の親が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、寡婦控除のみなし適用申請書、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類。
- (オ) 受講対象講座指定通知書
- (カ) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- (キ) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

オ 支給額の請求

第 1 項 (1) イにより支給決定となり支給審査結果通知書を受けた当該ひとり親家庭の親又は児童は、決定額を、第 7 号様式「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金請求書兼口座振替依頼書」（以下「給付金請求書」という。）により市長に請求するものとする。

(2) 合格時給付金

ア 支給申請

当該ひとり親家庭の親又は児童が合格時給付金の支給を受けようとするときは、文部科学省から合格証書が送付された後に、市長に対して、支給申請書を提出しなければならない。

イ 支給審査結果の通知

市長は、支給申請書を受理した場合、当該ひとり親家庭の親又は児童が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定するものとし、その決定を行ったときは、支給審査結果通知書により、その旨を当該ひとり親家庭の親又は児童に通知するものとする。

ウ 支給申請の期限

合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して 40 日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

エ 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、この限りでない。

- (ア) 当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (イ) 当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (ウ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（控除対象扶養親族に関する申立書）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- (エ) 当該ひとり親家庭の親が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、寡婦控除のみなし適用申請書及び、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類。
- (オ) 受講対象講座指定通知書
- (カ) 文部科学省が発行する合格証書の写し

オ 支給額の請求

第 1 項 (2) イにより支給決定となり支給審査結果通知書を受けた当該ひとり親家庭の親又は児童は、決定額を、給付金請求書により市長に請求するものとする。

(受講内容の変更等)

第10条 当該ひとり親家庭の親又は児童は、第8条第1項の規定により申請した内容又は第3項の規定により市長から通知を受けた内容に変更（受講の取りやめを含む。）が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(給付金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した給付金の金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第8条第4項第3号及び第9条第1項第1号エ（ウ）並びに同項第2号エ（ウ）の規定は、平成31年8月以後の申請について適用し、平成31年7月以前の申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月10日から施行し、平成30年8月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。